

都市基盤施設の整備促進に関する決議

都市基盤施設は、都市における円滑な交通の確保と安全で快適な都市生活、さらに機能的な都市活動を支える、最も基本となる施設である。

大阪府北部を震源とする地震や平成三十年七月豪雨、台風二十一号、平成三十年北海道胆振東部地震等、相次ぐ自然災害を経験し、我々は都市インフラの重要性を再認識したところである。

また、超高齢・人口減少社会への対応として、魅力あふれる地方の創生と、経済の好循環の波を全国に広げていくためには、コンパクト・プラス・ネットワークの実現を図る都市基盤施設の更なる整備を促進し、長期にわたりストック効果を発揮していくことが不可欠である。

今後の都市基盤施設の整備にあたっては、街路事業、連続立体交差事業や市街地整備事業の推進がより一層強力に図られるよう、次の事項について特段の配慮を要望する。

一、交通渋滞を解消し生産性向上等を図るとともに、自然災害や巨大地震等の災害時における広域的な救援・支援活動等に必要となる、幹線道路ネットワークの整備をはじめとした、街路事業や無電柱化事業を積極的に支援すること。

一、平常時、災害時を問わず安定的な物流を確保するため、重要物流道路の早期指定と、関連する街路整備を重点的に支援すること。

一、連続立体交差事業の計画的かつ円滑な実施に向けて予算枠を拡大するとともに、ストック効果を最大限発揮させるため、関連街路等の整備に向けて予算枠を確保すること。

一、コンパクトなまちづくり、災害に強いまちづくり、国際拠点の形成及び良好な生活環境を実現するため、高い整備効果が期待される土地区画整理事業及び市街地再開発事業をより一層支援すること。

一、特に、組合施行等による市街地整備事業については、事業の進捗に支障を来すことのないように必要な額を確実に確保すること。

都市再生や地域経済の活性化を核として、将来にわたってストック効果が発揮できるよう、新たな財源を創設するとともに、平成三十一年度予算における都市基盤整備費を所要額確保すること。

また、平成三十年度補正予算を早期に編成すること。

平成三十年十一月八日

都市基盤整備事業推進大会